

芦屋市立公民館設置条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第15条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に芦屋市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の委員は、10人以内とし、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。</u></p> <p>3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(補則) 第16条 (省略)</p>	<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第15条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に芦屋市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の委員の<u>定数</u>は、10人以内とする。</p> <p>3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委任) 第16条 (省略)</p>